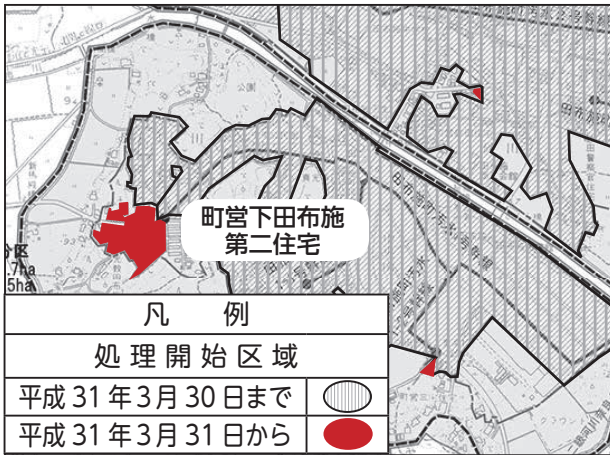
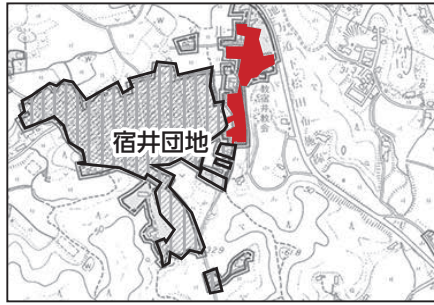
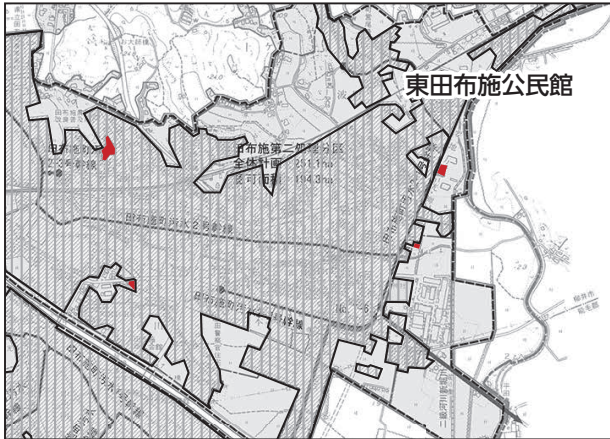


新たに公共下水道が使用できる区域

建設課 下水道管理係 ☎52-5817

今年3月31日から、これまでの下水処理区域（○印）に新たに下水道を整備した区域（●印）が加わりました。赤色の区域内に住んでいる人や店舗などを営業している人は、公共下水道が使用できるようになりましたので、下水道排水設備の設置、接続をお願いします。



凡 例	
処理開始区域	
平成31年3月30日まで	○
平成31年3月31日から	●

受益者負担金の申告および納付

■今年度から

受益者となる人

◇申告方法

新たに対象となった地域の土地所有者に、土地の所在・地目・面積などを記載した『下水道事業受益者申告書』を5月上旬に送付します。記載内容に間違いや漏れなどがあれば訂正し、申告者欄に押印の上、5月31日（金）までに提出してください。※土地に賃貸借など権利関係がある場合は、所有者と権利者間で協議してください。

◇納付方法

- ・各期納付
1年を4期に分け、5年間納付（合計20回）
- ・全期前納
全額を一括納付

※全期前納または1年前納（各期納付のうち、1年分を一括納付）の場合、報奨金が交付されます。

7月上旬に、今年度に賦課する受益者負担金を確定し、決定通知書と納付書を送付します。

■平成27～30年度に

受益者となった人

平成27～30年度に対象となった人には、今年度の納付書を送付します。各期納付・1年前納・残りの年数分の全期前納のいずれかの方法で納付してください（前納の場合の納付額は、報奨金を差引いた額になります）。7月上旬に、今年度の納付書を送付します。

次のような場合は

お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買などにより所有者や権利者が変わった場合、新受益者および残額の納付方法を、建設課下水道管理係までお届けください。

◎徴収猶予が解除になる場合

平成9～30年度に農地や係争地などで徴収猶予の決定を受けている土地で、宅地造成をした場合や裁判が確定した場合は、猶予基準に該当しなくなります。これらの土地については、建設課下水道管理係までお届けください。